

産業保健情報誌

よたこい



第5号
平成15年
1月

 労働福祉事業団
高知産業保健推進センター

Occupational Health of Kouchi 産業保健情報誌よさこい 第5号

目次

◆年頭所感 過労とメンタルヘルスを考える 高知産業保健推進センター所長 鈴木 秀吉	1
◆新年のご挨拶 高知県医師会常任理事（産業医部会担当） 田中 誠	3
◆高知労働局からのお知らせ 平成13年労働環境調査	4
◆「産業保健セミナー平成15年1月～3月」のご案内	8
◆「平成14年度全国労働衛生週間」表彰事業場のご紹介	9
◆自発的健康診断受診支援助成金のお知らせ	10
◆小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のお知らせ	11
◆地域産業保健センターのご案内 新着ビデオリスト／編集後記	12



表紙写真／西土佐村 長生沈下橋

「沈下橋」とは、川の増水時には水中に沈むように作られた橋。太い橋げたや欄干がなく、水の抵抗を受けにくい設計のため、洪水でも橋が流されない。山間を深い緑色の水をたたえ流れる四万十川と、川面にゆったりと架かる沈下橋が、風情ある景観を見せる。



年頭所感 過労とメンタルヘルスを 考える

高知産業保健推進センター所長 鈴木 秀吉



バブル経済破綻の荒波は2002年も静まる気配はなく、2003年を迎えることになってしまったが、今年こそは潜在的能力が高い日本の産業界が再び元気を取り戻し、活気づくことを願っています。苦しいときこそ我慢と英知と努力によって底力を発揮すべきときでもあります。このようなときこそ産業活動を支える“勤労者の健康と労働意欲と創造的閃き”が大切です。創造的で活発な企業活動を生み出すためには勤労者がやる気を起し、生き甲斐を感じながら能力を十二分に発揮してくれることが必要です。そのためには健康で気持ちよく働ける快適な職場環境と作業条件を形成することが欠かせないと考えます。

バブル経済破綻の重荷による歪みの一つは日本人の自殺の急激な増加となって噴出したと思われれます。警察庁の資料によれば、明らかに日本経済の失速の時期に対応して前年は年間2万4,391人であったものが、平成10年には3万2,863人と8,000人も急増し、以降その傾向が続いています。昔は青少年期に大きな山があったものが、現在は中高年齢層の増加が目立っています。ちなみに交通事故による死亡者は年間おおよそ9,000人です。自殺の労災認定数は平成10年は3件でしたが、以降増加を示し、13年は31件で、請求件数は激増の様相を呈しています。

“過労死としての自殺”が全国的に知られるようになったのは、業務量過多による絶対的寝不足を伴う過労の結果として精神障害を惹起させ、“うつ病”状態となり自殺した事件が最高裁判決によって事業主、管理者の責任に帰せられ、高額な損害賠償が命じられたことです。自殺以外の精神障害で労災認定された件数は13年は70件で、これも以前に比べ著しく増加している。また、“過労死”という言葉が最初に使われたのは、1978年の日本産業衛生学会における

急性循環器疾患による死亡例に関する研究発表であったが、医学会でその疾病概念が理解されるようになったのは十数年前で、一般に広く知られるようになったのは最近10年ぐらいです。この後者の過労死は、現在では原因疾患としておおよそ脳血管疾患と虚血性心疾患等に分けられています。厚生労働省の資料によれば平成13年の労災認定件数は脳血管疾患によるもの96件、虚血性心疾患等によるもの47件です。

仕事に起因する“過労”は、睡眠をとった翌日になっても回復しない“疲労”、すなわち疲労が残っている状態、あるいは疲労が蓄積している状態に対して使われる言葉でした。この過労という言葉が職業性疾患との関連で重要な意味を持つようになったのは、今から約40数年前からです。

当時、金融・保険業界を含む大企業を中心として大型コンピューターの導入により生まれたデータ・エンタープライズ作業を行うキー・パンチャー（打鍵作業員）に発生した手指部の過重な繰り返し動作によって起こる腱鞘炎と、一定の作業姿勢を長時間持続させる静的筋労作によって起こる頸肩腕部の障害（注：①職業性頸肩腕障害、②整形外科領域では頸肩腕症候群）が最初に明らかにされた過労性健康障害でした。この問題は日本産業衛生学会の大きな課題となり、多くの調査研究が行われた結果、この種の過労性健康障害はすべての産業に共通する問題であることが明らかにされました。産業界の生産性向上を至上命題とした技術革新と合理化の進展に伴って、従来の典型的重筋労働からは解放される一方で労働効率の向上が求められ、労働密度の上昇等といった新たな労働負荷を伴う作業条件の変化の結果といえます。このように仕事をやる際の身体機能の使い方や作業方法の変化を労働態様の変容と表現しています。すなわち、

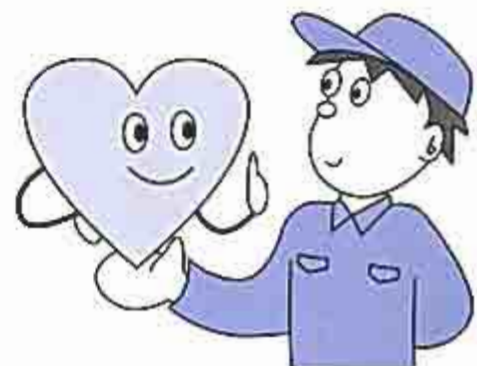


産業界の技術革新と合理化の進展に伴い労働態様が変容し、従来の経験では想像できないその健康影響を課題として注意深く観察し、研究する必要性が生まれたのです。腰痛症もその範疇に入る職業性腰痛症があると理解されるようになりました。タイピスト、電話交換手、速記者、小売店（スーパー）等のチェッカー・レジスター、流れ作業における組立工、銀行等における札勘作業、保険業界等におけるカーボン複写作業、保育所・重度身障者施設・福祉施設等の保母等と例示しきれないほど多くの職場と職種で起こっていることが明らかにされています。欧米でも頸肩腕部の職業性障害の問題はおおよそ15年前頃から注目を集め、現在でも学術専門誌に調査研究報告が発表されています。日本と欧米の学術的研究の時期的ずれの要因は、作業方法と作業組織に関する技術革新と合理化の産業界における普及と進展のずれにあると考えられます。40年前、日本で労働衛生の大きな問題となっていた頃、欧米ではほとんど注目していませんでした。1996年ストックホルムで開催された国際労働衛生学会での過労性健康障害に関するシンポジウムで、北欧の研究者たちが盛んに社会心理学的側面を強調していたのが印象に残っています。労働負荷の問題が根底にあるのに、個人の社会心理学的側面をメインのように取り上げる真意を疑ったことを覚えています。

メンタルヘルス対策は、特に厚生労働省が国の施策として力を入れています。単なる個人の心の問題や精神衛生対策に矮小化してはいけません。個人はこの世に生を受けてから生物学的遺伝因子や家庭的文化的な生活環境等の要因による健康影響をどうすることもできません。誰にでも当てはまる必然的な条件であると理解されます。そのようなそれぞれ個性を持った個人を対象としたメンタルヘルス対策でなければなりません。情感に富む心と英知に溢れた人間にとって満足できる、やる気を起こさせる労働条件と環境条件を形成することが基本であると考えます。業務遂行で生ずる不安・心配・鬱積し

た心情や葛藤・怒りや過労を予防したり、軽減することがメンタルヘルス対策の基本でありながら、作業現場においては多様な要因が絡んでいるため、問題点が曖昧になりがちであり、経済性も加わり現実的には解決がきわめて難しい課題です。経営方針や事業活動のあり方や進め方、事業活動における情報共有のあり方等に関することがらであり、従業員を抱える経営者や事業主の責任は非常に大きいものです。しかし、このことに関する具体的な取組みと前進がなければ、メンタルヘルス対策は従業員全体からみれば限定された一部の病者対策という“モグラ叩き”に終わってしまうと思われます。

疲労問題は昔も今も労働衛生の重要な課題であり、現在では大きな広がりをもって理解されるべき時代に入ったといえます。特に過労問題は単なる身体的過労問題に止まらず、いわゆる生活習慣病問題とも絡み、虚血性心疾患や脳血管疾患による過労死や職場のメンタルヘルス問題や精神障害や自殺などとの関係でも理解しなければならぬ時代になったと考えられます。特に経営者、事業主の責任は大きいと考えます。また、産業医、産業看護の専門家、事業場の産業保健担当者、行政においても産業保健関係部門の責任も負けず劣らず大きいと考えられます。それぞれの特色を生かした連携作業が強く望まれる状況といえましょう。



新年のご挨拶

高知県医師会常任理事
(産業医部会担当)

田中 誠



あけましておめでとうございます。

21世紀も3年目を迎えましたが、小泉政権の聖域なき構造改革による産業界の不況はどん底状態に陥り、景気の回復はなかなか望めそうにもありません。

働く人の健康状況に関しましても、企業倒産・リストラ等の増加は増し、労働条件の悪化や雇用不安は著しく、中高年労働者の自殺の急増やストレスによる健康障害は増加の一途をたどるばかり、特に過労死につきましては社会的関心も高まっており、今後の生活習慣病対策やストレス等による労働者の心身の健康づくりが急務となっております。高知県におきましては、全事業場の90数%以上を占める小規模事業場での健康対策

が重要課題であり、そのため産業医はもちろんのこと、産業保健活動に携わるスタッフの役割、とりわけ開所2年目を迎えられました高知産業保健推進センターの果たす役割はますます重要なものとなってきていることと思っております。

日本医師会認定産業医は平成14年9月で5万6,498人となりましたが、高知県ではまだ300余名であり、県医師会産業医部会ではその産業医の充実と資質向上を目指し、①産業医研修会の実施、②産業医活動促進対策事業の実施、③県産業保健推進協議会の開催、④産業保健推進センター事業の推進、⑤地域産業保健

センター事業の推進、⑥メンタルヘルスケア対策推進事業の促進、⑦各種関係学会・研修会への参加の7事業計画をたて推進しているところでありますが、研修会等におきます貴センター鈴木秀吉所長をはじめとするスタッフの皆様方のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

高知産業保健推進センターにおかれましては、この高知県の産業保健活動の拠点として、労働者の健康確保を図るため、今後とも県医師会並びに地域産業保健センターをはじめとする各関係機関への協力、支援、情報提供等に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご発展をお祈り申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

平成13年労働環境調査

平成13年労働環境調査

7割の事業所が快適職場づくり「改善済み」

厚生労働省がこのほどまとめた「平成13年度労働環境調査」によると、快適な職場環境づくりの取り組み状況は、職場の安全衛生面の向上対策では、約7割の事業所が「改善済みである」と回答していることがわかった。その一方で、作業場所の総合的な快適度について労働者の評価をみると、「快適である」とする労働者は約3割で、事業所の対策の評価と実際に働く労働者の評価とでは、開きがあることが浮き彫りになった。

調査は、常用労働者10人以上規模の民営事業所約1万1,000事業所（事業所調査）と同事業所に雇用されている労働者約1万2,000人を対象に、平成13年9月30日現在の状況について実施したもの。同調査は5年ごとに実施しており、前回調査は平成8年。

事業所調査についてみると、快適な職場環境づくりの取り組み状況（項目別）は、「改善済みである」とする事業所の割合は、「休憩時間の快適化」（70.8%）や「採光、色彩等の快適化」（69.2%）、「職場における喫煙対策」（67.6%）など職場の安全衛生面での向上対策に関する項目で高くなっている。

また、このような快適職場環境づくりを進めるうえでの問題点についてみると、ほぼすべての項目で「資金面」としている割合が高くなっている。「作業強度、難度等の労働の質・内容改善」に関する項目で、「技術的に難しい」とする割合が3割を超えている。

次に労働者調査をみると、作業場所の総合的な快適度の評価では、「快適である」と回答する労働者は30.5%に止まっており、快適職場環境づくりを進める事業所の意識と、労働者が感じる快適度には開きがある。これを有害業務の有無別にみると、「快適である」とする労働者の割合は、有害業務に従事しない労働者では37.7%であるのに対して、有害業務従事労働者は19.2%と低くなっている。

また、労働者が快適な職場環境のために重要なことと指摘するのは、肉体疲労度の高い作業の軽減や高い緊張・一定の姿勢を長時間持続する作業の負担軽減、作業の性質に起因する劣悪環境の改善、機械等のレイアウト・作業空間の適正化などを挙げる割合が高くなっている。

平成13年労働環境調査の概要

調査概要

・調査目的：新技術の導入、危険有害業務の拡大、労働様態の変化等著しく変化する労働者を取りまく環境の実態と、その労働者への影響について把握し、今後の労働安全衛生行政推進のための基礎資料とするため、実施した。前回調

査は、平成8年に実施した。

・調査対象：労働者を10人以上雇用する約1万1,000事業所と、その事業所に雇用されているうちの1万2,000人

・有効回答数：事業所調査81.3%、労働者調査65.8%

・調査時期：平成13年9月30日現在の状況

◆事業所調査◆

快適な職場環境づくりについて

快適な職場環境づくりの取組状況を項目別にみると、「改善済である」とする事業所の割合は、「休憩時間の快適化」(70.8%)や「採光、色彩等の快適化」(69.2%)「職場における喫煙対策」(67.6%)等の「職場の安全衛生面での向上対策」に関する項目で高くなっている。

一方、「具体的な計画には至っていない」とする割合は、「トレーニングルーム等敷地内の運動施設の充実」(84.1%)、「教養、文化施設の充実」(83.3%)、

「敷地内の緑化、遊歩道、庭園化等」(63.0%)、「疲労回復のための施設の創設、改善」(50.3%)等の「リフレッシュ対策等」に関する項目で高くなっている。

なお、「作業強度、難度等の労働の質・内容的改善」に関する項目については、「該当する作業がない」が6～7割を占めており、また「改善済である」も約2割を占めている(第1表)。

快適な職場環境づくりを進める上での問題点をみると、ほぼすべての項目で「資金面」の割合が最も高くなっているが、「作業強度、難度等の労働の質・内容的改善」に関する項目については、「技術的に難しい」とする割合が3割を超えている(第2表)。

◆第1表 快適な職場環境づくりの取組状況及び重要課題別事業所割合

(単位：%)

項目	事業所計	快適な職場づくりのための取組状況				
		該当する作業がない	改善済である	現在取り組んでいる	具体的に計画中	具体的な計画には至っていない
作業強度・難度等の労働の質・内容的改善						
きつい肉体作業(重量物運搬、中腰作業等)の軽減	100.0	63.9	21.3	6.2	1.3	7.2
高い緊張状態の持続や一定姿勢の長時間持続が求められる作業の負担軽減	100.0	71.6	15.9	4.8	0.7	7.0
作業の性質に起因する劣悪環境の改善	100.0	63.9	18.2	7.3	2.0	8.6
職場の安全衛生面での向上対策						
作業の性質に関わりなく生じる劣悪環境の改善	100.0		67.1	10.2	2.4	20.3
職場における喫煙対策(分煙化、禁煙タイム等)	100.0		67.6	6.8	1.7	23.9
採光、色彩等の快適化(自然光、壁の色等)	100.0		69.2	5.4	1.6	23.7
内装材、床材、間仕切り材の適正化(自然材、ノンスリップ加工等)	100.0		63.1	4.8	1.8	30.3
レイアウト、作業空間の適正化	100.0		64.1	11.7	3.4	20.7
リフレッシュ対策等						
休憩時間の快適化(休憩場所、ロビー、洗面所等)	100.0		70.8	4.4	1.5	23.4
疲労回復のための施設の創設、改善(休養室、シャワー等)	100.0		45.4	2.8	1.6	50.3
トレーニングルーム等敷地内の運動施設の充実	100.0		13.7	1.7	0.5	84.1
教養、文化施設の充実(オーディオ室、図書室等)	100.0		14.5	1.7	0.6	83.3
敷地内の緑化、遊歩道、庭園化等	100.0		32.4	3.8	0.8	63.0
その他	100.0		74.5	0.7	0.3	24.5

(注)「劣悪環境」とは、暑熱、寒冷、多湿、高騒音、高振動等をいう。

◆第2表 快適な職場環境づくりを進めるうえでの問題点別事業所割合 複数回答

(単位：%)

項目	技術的に難しい	改善のイメージがつかめず具体化が難しい	改善作業中の操業に支障がある	資金面	周辺地域との協議	その他
作業強度・難度等の労働の質・内容的改善						
きつい肉体作業(重量物運搬、中腰作業等)の軽減	36.2	27.5	12.6	34.4	2.7	18.7
高い緊張状態の持続や一定姿勢の長時間持続が求められる作業の負担軽減	33.0	32.1	11.8	26.2	1.8	18.3
作業の性質に起因する劣悪環境の改善	34.6	18.9	13.1	52.0	3.5	16.3
職場の安全衛生面での向上対策						
作業の性質に関わりなく生じる劣悪環境の改善	20.0	24.6	6.9	43.4	2.5	24.6
職場における喫煙対策(分煙化、禁煙タイム等)	6.1	18.7	3.1	21.2	0.6	58.1
採光、色彩等の快適化(自然光、壁の色等)	8.5	26.3	4.9	49.8	0.8	26.9
内装材、床材、間仕切り材の適正化(自然材、ノンスリップ加工等)	9.6	21.8	8.7	52.5	0.6	24.4
レイアウト、作業空間の適正化	10.0	23.3	15.1	48.9	0.8	26.0
リフレッシュ対策等						
休憩時間の快適化(休憩場所、ロビー、洗面所等)	7.1	14.6	3.4	63.2	1.1	26.7
疲労回復のための施設の創設、改善(休養室、シャワー等)	7.6	15.0	2.2	63.1	1.2	29.6
トレーニングルーム等敷地内の運動施設の充実	9.9	14.9	1.9	57.7	1.5	33.9
教養、文化施設の充実(オーディオ室、図書室等)	8.6	15.6	1.6	56.4	1.3	34.6
敷地内の緑化、遊歩道、庭園化等	12.0	13.8	2.4	50.6	4.7	37.1
その他	5.4	11.5	0.8	39.5	0.7	53.5

(注)本表では、第1表で、快適な職場環境づくりの取組状況について「現在取り組んでいる」、「具体的に計画中」、「具体的な計画には至っていない」を選んだ事業所を100としてみた割合である。

深夜業務従事労働者の健康管理等について

「深夜業に従事する労働者がいる」とする事業所は21.9%であり、勤務形態別にみると、「深夜交替勤務」が53.8%、「常夜勤務」が38.4%、「所定外深夜勤務」が19.0%となっている。

事業所規模別にみると、規模が大きいほど割合が高く、500人以上の各規模では8割以上の事業所で「深夜業に従事する労働者がいる」としている。

産業別にみると、道路貨物運送業で43.2%と割合が高い。勤務形態別にみると、道路貨物運送業では

「常夜勤務」の割合が61.0%と高いのに対し、他の産業では「深夜交替勤務」の割合が高い（第3表）。

「深夜業に従事する労働者に何らかの配慮を行っている」とする事業所は90.0%であり、配慮の内容をみると、「休憩時間を2回以上確保」（50.3%）、「所定外労働時間数を制限」（42.6%）、「深夜勤務回数を制限」（38.4%）が高い。

事業所規模別にみると、どの規模の事業所でも「配慮を行っている」とする割合は8割以上であり、規模が大きいほど「健康管理相談窓口の設置」を行っている割合が高い（第4表）。

◆第3表 深夜業務勤務形態別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	深夜業従事している労働者がいる事業所	勤務形態（複数回答）			深夜業に従事している労働者がいない事業所
			深夜交替勤務	常夜勤務	所定外深夜勤務	
総数	100.0	21.9 (100.0)	(53.8)	(38.4)	(19.0)	78.1
(事業所規模)						
1,000人以上	100.0	92.9 (100.0)	(94.0)	(20.9)	(8.7)	7.1
500~999人	100.0	82.4 (100.0)	(91.3)	(24.7)	(8.5)	17.6
300~499人	100.0	77.4 (100.0)	(85.3)	(30.8)	(7.9)	22.6
100~299人	100.0	59.7 (100.0)	(78.8)	(32.2)	(6.9)	40.3
50~99人	100.0	36.5 (100.0)	(65.9)	(34.4)	(11.5)	63.5
30~49人	100.0	25.1 (100.0)	(47.2)	(41.6)	(25.2)	74.9
10~29人	100.0	13.1 (100.0)	(33.5)	(43.5)	(27.2)	86.9
(産業)						
鉱業	100.0	7.7 (100.0)	(95.2)	(4.8)	(0.9)	92.3
製造業	100.0	18.2 (100.0)	(72.4)	(27.3)	(12.1)	81.8
道路貨物運送業	100.0	43.2 (100.0)	(18.4)	(61.0)	(30.9)	56.8
サービス業	100.0	7.5 (100.0)	(40.3)	(13.6)	(54.6)	92.5

◆第4表 深夜業務従事者への配慮別事業所割合

複数回答（単位：%）

事業所規模	深夜業務従事労働者へ配慮を行っている事業所	健康管理相談窓口の設置	深夜勤務回数を制限	所定外労働時間数を制限	休日労働回数を制限	2日連続の深夜勤務を避ける	休憩時間を2回以上確保	その他
総数	[90.0]100.0	22.6	38.4	42.6	35.8	16.3	50.3	15.1
1,000人以上	[97.9]100.0	80.1	44.5	57.9	47.2	14.8	57.0	14.2
500~999人	[96.0]100.0	67.2	41.4	55.2	41.2	12.7	50.4	14.6
300~499人	[93.4]100.0	55.4	33.3	54.8	38.5	11.1	46.9	15.5
100~299人	[89.8]100.0	34.0	35.8	45.3	36.2	9.5	49.7	16.1
50~99人	[89.1]100.0	26.7	39.1	39.1	32.8	13.3	48.4	14.5
30~49人	[87.9]100.0	13.9	48.3	39.6	40.8	16.3	48.2	12.6
10~29人	[90.5]100.0	11.7	34.6	42.1	33.7	21.3	52.5	16.3



◆労働者調査◆

職場環境について

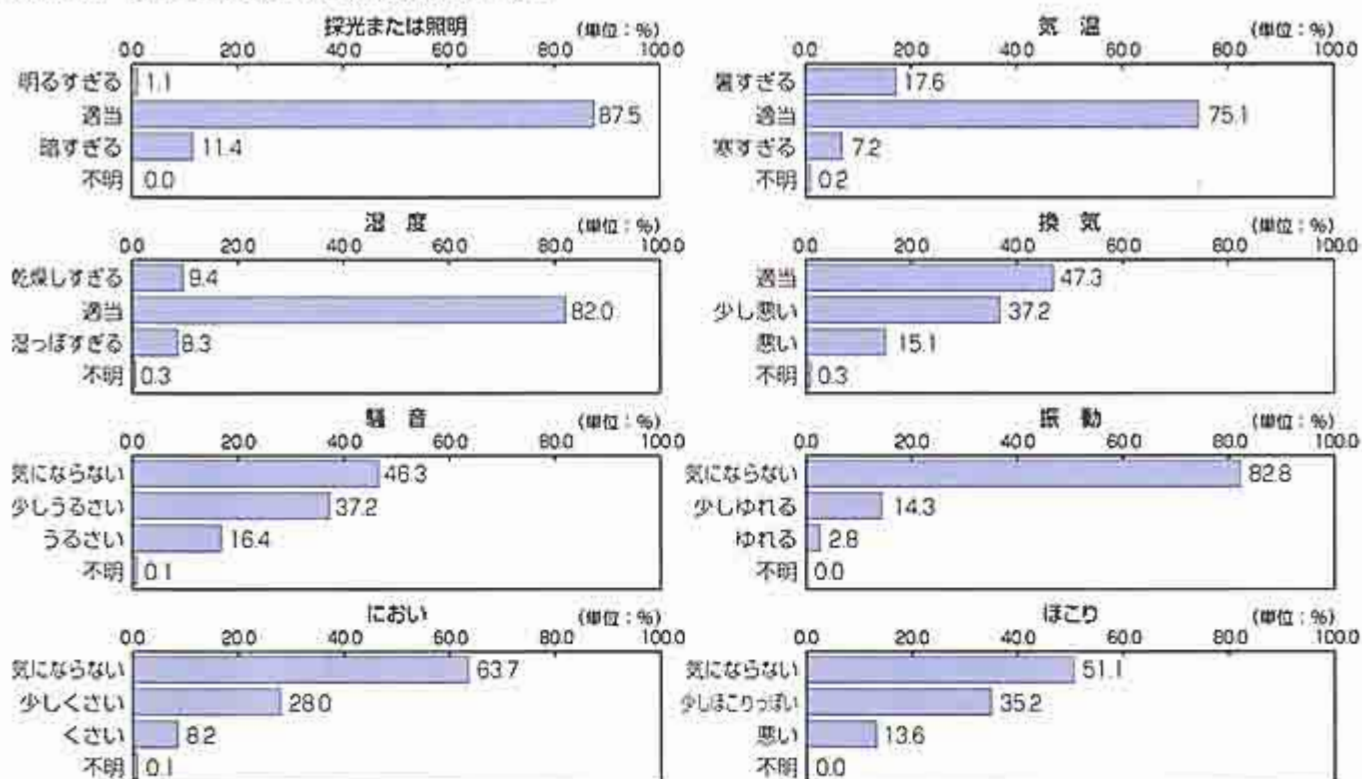
現在の作業場所の環境について、労働者の評価をみると、「適当」あるいは「気にならない」とする項目は、「採光または照明」(87.5%)、「振動」(82.8%)、「湿度」(82.0%)、「気温」(75.1%)で高く、「におい」(63.7%)についても6割を超えているが、「換気」(47.3%)、「騒音」(46.3%)については5割を

下回っている(第1図)。

作業場所の総合的な快適度について労働者の評価をみると、「快適である」とする労働者は30.5%である。

有害業務従事の有無別にみると、「快適である」とする労働者の割合は、有害業務に従事しない労働者では37.7%であるのに対し、有害業務従事労働者の場合は19.2%と低くなっている(第5表)。

◆第1図 現在の職場環境の状況別労働者割合



◆第5表 作業場所の総合的な快適度別労働者割合

(単位: %)

	労働者計	快適である	どちらともいえない	快適ではない
総数	100.0	30.5	48.3	21.2
有害業務従事あり	100.0	19.2	45.8	35.0
有害業務従事なし	100.0	37.7	50.0	12.4

深夜業務の従事状況について

深夜業務に従事する労働者の中で、深夜業務につく前と比較して体調の変化があったとする労働者の割合

は36.1%である。

また、深夜業務に従事している期間が長いほど、体調変化があったとする労働者の割合は高い(第6表)。

◆第6表 深夜業務従事後の体調の変化の有無別労働者割合

(単位: %)

深夜業務に従事している期間	深夜業務に従事している労働者	体調の変化あり	体調の変化なし
総数	100.0	36.1	63.9
6か月未満	100.0	23.5	76.5
6か月以上1年未満	100.0	32.3	67.7
1年以上3年未満	100.0	33.6	66.4
3年以上6年未満	100.0	39.7	60.3
6年以上	100.0	38.3	61.7

産業保健セミナー予定表（平成15年1月～平成15年3月）

月	日	テーマ	講師
1月	15日(水) 午後2時～4時	職場のストレスと カウンセリング	カウンセリング担当 森社会保険事務所所長 森 由枝
	21日(火) 午後2時～4時	事務所の作業環境測定	労働衛生工学担当 東洋電化工業(株)分析センター 中西 淳一
2月	13日(木) 午後2時～4時	職場巡視について	産業医学担当 高知医科大学教授 甲田 茂樹
	17日(月) 午後2時～4時	管理監督者のための 労働衛生管理	労働衛生関係法令担当 高知労働基準協会事務局長 山本 秋廣
3月	11日(火) 午後2時～4時	作業環境測定講座	労働衛生工学担当 (株)東洋技研 川村 清雄
	14日(金) 午後2時～4時	職場のアルコール対策	メンタルヘルス担当 いとうクリニック院長 伊藤 高



キ・リ・ト・リ・セ・ン

産業保健セミナー受講申込書

研修希望日	① 月 日 受講希望	② 月 日 受講希望	③ 月 日 受講希望	④ 月 日 受講希望	⑤ 月 日 受講希望
事業場名 団体の名称等				受講者 氏名	
所在地	〒 -				
所属部課等	部		連絡先	電話	()
	課			FAX	()
				Eメール	
職種等	産業医等、保健師・看護師、事業主、労務担当者、衛生管理者、産業保健関係機関、労働者、その他				

◎申込先 〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階 高知産業保健推進センター
TEL 088(826)6155 FAX 088(826)6151 (申込書が足りない時は、コピーしてお使いください)

「平成14年度全国労働衛生週間」表彰事業場のご紹介

厚生労働大臣賞

功績賞 …… 高橋淳二（高知県医師会産業医部会顧問
高知産業保健推進センター産業医学相談員
医療法人悠仁会高橋病院理事長・院長）



高橋淳二相談員

高知労働局長賞

優良賞 …… 大林・大旺・四国開発建設工事共同企業体
(快適職場づくり)
JA高知総合病院JV工事事務所

努力賞 …… 四電エンジニアリング株式会社高知支店
(健康保持)

努力賞 …… ニッポン高度紙工業株式会社安芸工場
(有害業務)

功績賞 …… 町田健一（高知県立安芸病院 院長）

労働安全衛生表彰

中央労働災害防止協会緑十字賞 …… 柏井祥廣（高知労働局労災防止指導員
前社高知県労働基準協会連合会安全部会長）

高知県労働災害防止団体協議会長賞

優良賞

●衛生の部 …… 田中オリビン礦業株式会社
株式会社ササオカ
四国名鉄運輸株式会社高知支店

功績賞 …… 枝重泰三（高知カシオ株式会社）

武山政由（チェーンソー取扱作業指導員）

向 朝雄（四国福山通運株式会社）

(推せん団体名)

(連合会(高知協会))

(# (須崎協会))

(陸災防)

(連合会(高知協会))

(# (中村協会))

(陸災防)



深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金利用のご案内

自発的健康診断受診支援事業

ずっとゲンキで
いられるように
国がお金を
出してくれます。



深夜もがんばる
私たちが

ご存じですか？健康診断費の3/4が、国から助成されます。

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

支給対象者

深夜業務に従事した方※

※勤務した期間の一部が、午後9時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。

- ① 常時使用される労働者
- ② 健康診断を受診する日前6か月の間に1か月当たり4回以上（過去6か月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

- 自発的健康診断とは、事業者の行う定期健康診断以外に労働者個人の意思で受ける健康診断をいいます。
- 人間ドックにも対応できます。
- 助成は、みなさまご自身で行います。
- 労働保険未加入事業にかける労働者は対象となりません。

助成金額

健康診断に要した費用(消費税も含む)※上限7,500円
の3/4に相当する額。

まずは
お電話で!

～はたらくみなさまの健康を支えます～
高知産業保健推進センター
TEL088-826-6155
www.rofuku.go.jp

お近くの産業保健推進センターでも受付しております。

産業保健推進センターでは、対象労働者の健康確保を図るために、産業保健に3割を超える費用（労務費、労務用品費、労務用品の運送費、労務用品の管理費）を補助しています。

厚生労働省・労働福祉事業団

小規模事業場産業保健活動

支援促進助成金のお知らせ

労働者数が50人未満の事業場においては産業医の選任義務がないこともあって、労働者の健康管理に立ち遅れが指摘されていました。

このため、平成8年10月に労働安全衛生法が改正され、労働者の健康確保に前向きに取り組むために、50人未満の事業場においても産業医の選任に努めることとされました。

この改正を受けて、労働省は平成9年9月より労働者数が50人未満の複数の事業場が共同で産業医を選任した場合、選任に要する経費を助成する事業を行っています。

この事業は当推進センターが申請等の窓口となっています。

①申請前の準備

【支給対象事業者の要件】

- (1)常時使用する労働者が50人未満の事業場
- (2)2以上の小規模事業場で集団を構成していること
- (3)集団の中から代表事業者が定められていること
- (4)集団が共同で産業医を選任していること

【共同選任産業医の要件】

- (1)産業医の要件を備えた医師（日本医師会の認定産業医等）
- (2)医師1人が担当する事業場数は、原則として6事業場以内であること。

②助成金の支給額

助成金は、小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の年額が支給されます。

常時使用する労働者数が30人以上50人未満の事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の事業場	55,400円

今年から10月も受け付けてきます。

いつでも相談できる
医師がいると
安心です。

小規模事業場(50人未満)が
共同で産業医を選任すると
助成金が支給されます。

小規模事業場 産業保健活動 支援促進助成金

都道府県産業保健推進センター
厚生労働省・労働福祉事業団

③支給期間

助成金は、3カ年度を限度として支給されます。

④助成金の支給申請

集団の代表事業者が申請書類を取りまとめ、高知産業保健推進センターへ支給申請を行います。

【申請期間】

支給申請の期間は、毎年4月1日から5月末日、10月末日までの年2回です。

⑤助成金の支給

労働福祉事業団が申請に基づき審査を行い、集団を構成する事業者ごとに助成金を支給します。

※詳細については、高知産業保健推進センターにお問い合わせください。

TEL 088-826-6155
FAX 088-826-6151



県内4ヶ所の地域産業保健センターが 従業員50人未満の事業場に 健康相談、健康指導等を行っています。

KOCHI AREA MAP

高知県エリアマップ



ご利用は
無料
です！

健康相談窓口の開設

- 健康診断の結果が気になる。
- 健康のため、日頃からどんなことに気をつけたらよいか。
- 従業員の健康管理はどうすればよいか。
- 最近、気分がすくれない。

などについて医師・保健師などがアドバイスします。



産業保健情報の提供

- 日本医師会認定産業医、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の情報を提供します。



事業場の訪問

- ご希望により事業場を訪問し、健康管理・作業環境改善の方法等のアドバイスを行います。



高知県内の地域産業保健センター

※所在地と相談窓口の開設場所が異なることがありますので、あらかじめ電話で確認の上、ご相談下さい。

センター名	所在地	TEL&FAX
高知 地域産業保健センター	〒780-8037 高知市城山町207-6(高知医師協同組合内) 月、水、金曜日、第1・第4土曜日、第2・第4日曜日、第3・第4木曜日 (10時～16時、月曜のみ19時まで)	TEL/088-833-1248 FAX/兼用 コーディネーター 小松
須崎 地域産業保健センター	〒785-0011 須崎市東札町5-10(高岡郡医師会館内) 月、水、金曜日(10時～16時)	TEL/0889-42-2901 FAX/兼用 コーディネーター 市川
中村 地域産業保健センター	〒787-0015 中村市右山字明治383-8(幡多医師会館内) 火、水、木曜日(10時～16時)	TEL/0880-34-4643 FAX/兼用 コーディネーター 松田
安芸・香美 地域産業保健センター	〒784-0022 安芸市庄之芝町1-46(安芸郡医師会内) 火、水、木曜日(10時～16時)	TEL/0887-35-3526 FAX/0887-35-8206 コーディネーター 橋本

●高知労働局長が市医師会長に委託して、産業保健サービスを事業者・従業員の皆様に提供しています。



新着ビデオリスト

NO.	ビデオタイトル	時間	発行所	NO.	ビデオタイトル	時間	発行所
2110011	あなたのヒヤリはみんなのヒヤリ ～ヒヤリ情報で安全先取り～	18分	安全衛生 映像研究所	2140511	運動不足解消 手軽にできる体力アップ法	10分	PHP研究所
2110075	アシモと学ぶKYTとリスクアセスメン ト	17分	安全衛生 映像研究所	2140722	わたしたちの健康は、わたしたちの手で ～THPステップアップ プラン～	19分	厚生労働省 中災防
2110101	非定常作業時の災害防止と監督者の職務	20分	PRC	2150091	建設リサイクル法における分別解体とそ の取組み ～解体工事編～	23分	ブラネックス
2110102	効果的な安全バトロールとは ～その考え方と計画・事後措置～	24分	PRC	2160050	「改訂版」不安全行動と災害 ～労働災害はなぜ起きた？～	17分	PRC
2110281	職長・安全衛生責任者教育 現場で役立つ教え方・育て方	18分	建設安全 研究会	2160064	4段階で進める 災害事例研究	23分	安全衛生 映像研究所
2110301	イメージすれば危険が見える ～自分を守る5つの努力～	18分	社会経済 生産性本部	2160142	アッ 落ちる！ ～墜落・転落の衝撃を軽減～	14分	ブラネックス
2110311	労働安全衛生マネジメントシステムのあ らまし ～PDCAサイクルを回そう～	20分	安全衛生 映像研究所	2160181	「安全技能教育ビデオ」 クレーンの玉掛け作業と安全	18分	安全衛生 映像研究所
2110351	改正均等法とセクシュアル・ハラスメン ト	25分	日本経済 新聞社	2160191	「改訂版」玉掛け作業の災害事例と安全 心得 ～墜落と落下を防ぐには～	20分	PRC
2110352	セクハラトラブルを生まない職場 ～セクハラはマネジメントの課題～	24分	レビック	2160211	こうすればできる 専門工事業者の自主安全管理	16分	建設安全 研究会
2130021	見えない蒸気	25分	安全衛生 映像研究所	2160232	「改訂版」高所作業の安全心得 ～墜落と落下を防ぐには～	20分	PRC
2130051	酸欠	30分	観プロダクシ ョン	2160241	パワーショベルでの吊り荷作業 これなら用途外使用にならない	16分	KIP
2130061	酸素欠乏症と酸化水素中毒を防ぐには	19分	安井電子出版	2160251	油断がまわく、パワーショベルの重大災 害	17分	KIP
2130071	振動障害を予防するために チェーンソー・刈払機の使い方	21分	林業・木材製 造業労働災害 防止協会	2160342	現場で守られる安全作業手順書のつくり 方 ～監督者の指導と役割～	27分	PRC
2130111	職場で役立つ熱中症対策 ～予防から救急処置まで～	13分	安全衛生映像 研究所（大塚 製薬）	2160413	切り粉は刃物	12分	安全衛生 研究所
2130131	おじんによる疾病の防止	18分	安井電子出版	2160461	アーク溶接作業と安全 ～安全技能教育ビデオ～	17分	安全衛生 映像研究所
2140023	VDT&パソコン作業の疲労回復法 ①ひとり1台時代の健康管理 （新ガイドライン）	20分	アスバ	2160491	〈改訂版〉感電の基礎知識 ～その危険性と救急手当～	24分	PRC
2140024	VDT&パソコン作業の疲労回復法 ②テクノストレスと心の疲労回復 （新ガイドライン）	20分	アスバ	2160501	フォークリフト作業の災害事例と安全の ポイント ～安全技能の向上をめざして～	35分	PRC
2140025	VDT作業の正しい進め方 ～IT時代の健康心得～ （新ガイドライン）	22分	安全衛生 映像研究所	2170210	米国におけるテロに遭遇された方々の心 のケアに関する説明会	85分	
2040171	タバコと健康 煙の害は周囲にも！	10分	PHP研究所	2100101	実践！買物混入対策 「事例編①」毛髪混入の防止	30分	PHP研究所
2140192	効果的な分煙対策のすすめ ～喫煙室・コーナーづくり3つのポイント～	23分	安全衛生 映像研究所	2100102	実践！買物混入対策 「事例編②」そ敵昆虫の防除	30分	PHP研究所
2140501	生活習慣病と食生活 あなたの食事は大丈夫？	10分	PHP研究所	2100103	実践！買物混入対策 「事例編③」危険買物の除去	30分	PHP研究所

編集後記

新年明けましておめでとうございます。
旧年中は当センター事業の運営にご協力をいただき誠にありがとうございました。
当センターも二回目のお正月を迎えたところでございます。
これからも、産業保健に携わる方々のお役に立つ推進センターとなりますよう鋭意努力して参る
所存でございます。
つきましては、皆様方からのご要望等お寄せいただければ幸いに存じます。
今後とも当センター事業に対しましてご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副所長 和田貴治

ご案内図



●ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00

(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



労働福祉事業団

高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151

ホームページ <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo39/>

Eメール sanpo39@msf.biglobe.ne.jp